

浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画

浜 中 町
令和 8 年 3 月

目 次

第1部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	1 -
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方針	1 -
第1節	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	1 -
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2 -
第3節	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	4 -
第4節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	6 -
第5節	対策推進のための役割分担	9 -
第2章	新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	12 -
第1節	町行動計画における対策項目等	12 -
第3章	町行動計画の実効性確保等	16 -
第1節	町行動計画の実効性確保	16 -
第2節	町行動計画等	17 -
第2部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18 -
第1章	実施体制	18 -
第1節	準備期	18 -
第2節	初動期	19 -
第3節	対応期	20 -
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21 -
第1節	準備期	21 -
第2節	初動期	22 -
第3節	対応期	23 -
第3章	まん延防止	24 -
第1節	準備期	24 -
第2節	初動期	25 -
第3節	対応期	26 -
第4章	ワクチン	28 -
第1節	準備期	28 -
第2節	初動期	33 -
第3節	対応期	35 -
第5章	保健	39 -
第1節	準備期	39 -
第2節	初動期	40 -
第3節	対応期	41 -
第6章	物資	42 -
第1節	準備期	42 -
第2節	初動期	43 -
第3節	対応期	44 -
第7章	町民の生活及び地域経済の安定の確保	45 -
第1節	準備期	45 -
第2節	初動期	46 -
第3節	対応期	47 -

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命及び健康、住民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう。このことを念頭に置き、新型インフルエンザ等対策を浜中町（以下、「町」という。）の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- a 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- b 流行のピーク時の患者数等を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- c 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減少させる。

② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

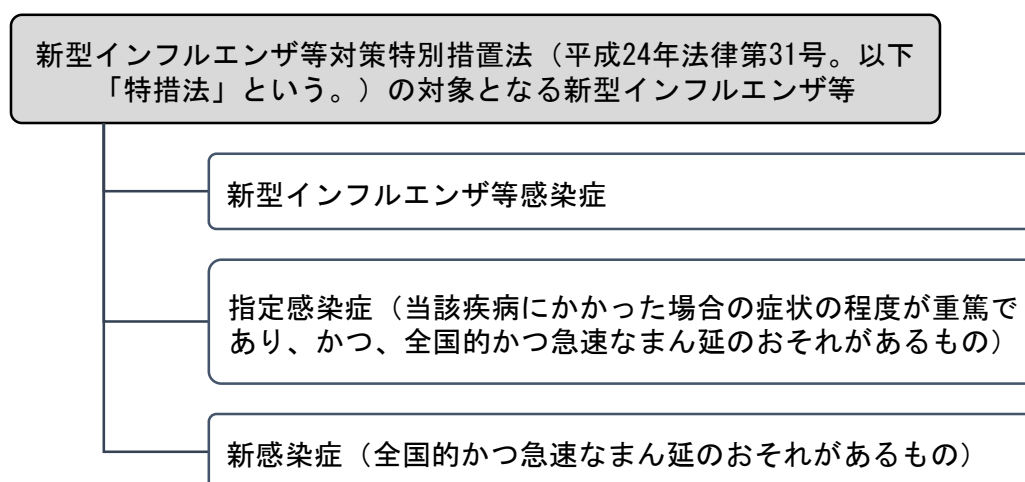
- a 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- b 地域での感染対策等により、住民生活及び社会経済の安定を確保する。
- c 事業継続計画の作成や実施などにより、医療の提供業務と住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミック経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「町行動計画」という。）は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指し、その上で新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

北海道（以下、「道」という。）においては、国の基本的対処方針を受け、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、町は、道の政策決定を踏まえつつ、町行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととする。



対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応	○ 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、市町村及び企業における事業継続計画等の策定、町民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期の対応	○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期の対応	○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限などを行い、感染拡大のスピードを可能な限り抑えることを目的とし、各般の対策を講ずる。 ○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、市町村は、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。しかし、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。このため、想定どおりとならないことも考えられることから、社会状況を把握し、状況に応じて臨機応変な対処が求められる。 ○ ワクチンや治療薬などにより対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について、限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期毎の対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感

染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のよう

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬などにより対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により、対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町、国、道又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えを進め、実践的訓練により迅速な初動体制の確立を可能にするとともに、情報の収集、共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

起こり得る新型インフルエンザ等の発生時において、取るべき対策を関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに動き出せるよう体制整備を進める。

(3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は、必ず起こり得るものとの認識を関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全とするため、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について、平時からの取組を進める。

(5) 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、町は国、道と連携し、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護、住民生活や社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 状況変化に基づく柔軟かつ機動的な対策への切替え

道は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本に対応する。なお町は、必要な協力を行う。

(2) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

町、国、道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させることで、子供を含め様々な年代の町民などの理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促進する。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合は、町民や事業者の状況も踏まえ、その対策の内容と科学的根拠を分かりやすく発信、説明する。

3 基本的人権の尊重

町、国、道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限などの実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限を当該新型インフルエンザ等対策を実施する上で必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、法令の根拠を前提とし、リスクコミュニケーションの観点から、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に対する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けやすい社会的弱者へ配慮する。感染症危機にあたって町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

浜中町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総

合的に推進する。

町は必要がある場合は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう道に要請する。道はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

5 高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設における必要な対応については、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

町は、国、道と連携し、感染症危機下の災害対応も想定し、平時から防災備蓄等を進め、町を中心に避難所施設を確保することと、道、町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国、道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町、道は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報共有、避難の支援などを速やかに行う。

7 記録作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録の作成、保存、公表を行う。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自らその対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また国は、新型インフルエンザ等の発生前は政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練などにより対策の点検及び改善に努める。

国は新型インフルエンザ等の発生時、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【市町村】

市町村は住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチン接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適切な対策を実施することが求められる。なお、対策にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保などが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時は、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する。その観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策が求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から事業の縮小が必要な場合も想定される。特に、多数が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められることから、平時からマスクや消毒薬の衛生用品などの備蓄に努め、対策を講じる必要がある。

7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、その情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルで

の感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など、実施される対策等の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」の2点の達成に向け、具体的対策を定めるものである。

このため、以下の7項目ごとに、準備期、初動期、対応期に分け、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連することから、一連の対策として実施する必要がある。このため、以下に示す①から⑦までの対策項目の基本理念と目標を把握し、その全体像や相互連携を意識し、対策することが重要である。

① 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康、住民生活及び社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題と捉えて取り組む必要がある。

このため町は、新型インフルエンザ等が国内外で発生又は発生の疑いがある場合は緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

このことから町は、政府の対策本部が設置され、直ちに道も対策本部を設置した場合、必要に応じ、対策本部を設置することを検討するとともに、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見や差別等が発生し、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、個人の表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。このため、その時点で把

握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民、医療機関、事業者などが適切な判断と行動できるようにすることが重要である。

このため町は、道や関係団体と連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民が適切な判断と行動ができるよう、情報提供・共有を行う。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化する必要がある。このため、適切な医療の提供と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

このため道は、国から示される対策の切替えの判断指標に基づき、必要と考えられる地域及び期間において、迅速にまん延防止等重点措置の実施と緊急事態措置を行うことから町においては、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

④ ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑える必要がある。医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、町、国、道は、医療機関、事業者、関係団体などとともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法に関する準備を行っておく必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、町は保健所が感染症有事体制に移行するにあたり、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査などの円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響を防ぐことが重要である。

このため、町はその所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

町は国、道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や住民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意し、適切な支援を検討する。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までは、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

① 人材育成

② 道、国及び市町村の連携

③ DXの推進

① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応の経験を有する者の知見を他の職員に共有する機会を設け、可能な限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できることが重要である。このため、災害対応等において全庁体制で近接領域でのノウハウや知見の活用を行い、必要な研修や訓練、人材育成に取り組むことが必要である。

また、地域の医療機関等においても、町や国、道、関係団体による訓練や研修により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが重要である。

② 市町村、国、道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法などに基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめ、多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。また、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待される。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、市町村、国、道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は、市町村と道との連携、保健所と保健センター間の連携も重要であり、こうした広域的連携を平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要で

ある。

③ DX の推進

近年、取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用などのデータの利活用の促進により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を有している。

国は、DX 推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理などの予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化を進めるとともに、国、地方公共団体、行政機関と医療機関等との間における情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

第3章 町行動計画の実効性確保等

第1節 町行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、町行動計画も必要な見直しを行う。また、町行動計画改定後は継続して体制の維持・向上が必要である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できないものである。このため、自然災害等への備えと同様、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関、関係機関・団体、町民や事業者等が幅広く関係したこれまでの新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、訓練、研修、啓発活動等の取組を通じ、平時から新型インフルエンザ等に対する備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る必要がある。

2 多様な主体の参画による実践的訓練の実施

実践的訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町、国、道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしている。

また、国は概ね6年ごとに政府行動計画の改定に関して必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとしていることから、町においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、道及び町の行動計画についても必要な見直しを行う。

第2節 町行動計画等

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえ、町の新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、町行動計画の見直しを行う。

道は、町行動計画の見直しにあたり、町との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、町は、道から提供される情報を踏まえた取組を充実させる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴取する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するにあたり、必要な人員等の確保と有事において維持すべき業務継続を図るため、町行動計画に基づき全庁で情報収集を行い、町対策本部で業務調整を行う。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関係機関と連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部が設置され、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町は必要に応じ、対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は必要に応じ、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施に向け、国からの財政支援のもと、必要な予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じ、対策経費について地方債を発行することを検討する。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制を構築する。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の業務を行うことができなくなると認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の業務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の町又は道に対して支援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、場合によっては地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 道による総合調整

- ① 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、道及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- ② また、道は感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- ③ 町は、①及び②の総合調整が行われるにあたっては、必要に応じて、道に対して意見を申し出るものとする。

3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言が発出された場合、直ちに町対策本部を設置する。町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）が発出されたときは、町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションができる体制の整備を進める。

1-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知や広報、町民からの相談受付などを実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受け、必要な協力を行う。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は国からの要請を受け、相談窓口の設置準備を進める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期のリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的な体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有を行う。

2-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付などを実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援などに関し、道からの要請を受け、必要な協力を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は国からの要請を受け、相談窓口を設置する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期のリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的な体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有を行う。

3-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は引き続き、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知や広報、町民からの相談受付などを実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受け、必要な協力を行う。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は国からの要請を受け、相談窓口の設置を継続する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町及び学校などは、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐ、感染を拡大させないよう不要不急の外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うなど、有事の対応について平時からの理解促進を図る。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、町は平時から道及び医療関係団体との連携を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる場所などへの外出、都道府県間の移動などに関して自粛要請を行う。また、道はまん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないよう要請を行う。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

道は国と連携し、道民等に対して換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、その徹底を要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更要請を行う。また、緊急事態措置として、学校をはじめ多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行う。

3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

道は必要に応じて、上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、必要な措置を講ずることを要請する。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行う。

3-2-3. その他の事業者に対する要請

- ① 道は国と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等の勧奨と徹底を協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、子供が通う学校等が臨時休業等を行った場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

- ② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底、人数制限等の安全性を確保するための計画策定などを要請する。

町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行う。

3-2-4. 学級閉鎖・休校等の要請

道は国と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、道は国と連携し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を適切に行うよう学校設置者に要請する。なお、一斉臨時休業の要請については、子供や保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重な検討を行う。

町は、小・中・高等学校や町民への周知など、必要な協力を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法などの確認を行い、接種を実施する場合は速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するにあたり、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要となる可能性があるため、随時事業者の把握のほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要がある。このことから、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を検討しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材などを含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医師会等の関係者との協力体制を構築する。

1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、当該職員の所属する町を実施主体とし、原則、集団接種を実施することとなるため、その接種が円滑に行えるよう準備期から体制を構築することが求められる。

このため町は、国からの要請を受け、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則とし、速やかに特定接種が実施できる体制を構築する。

- ② 町は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は国等の協力を得ながら、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 町は、住民接種については、国、道の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定する必要がある。また、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にし、地域の医師会等と連携のもと、接種体制の検討を行うとともに、必要に応じ、接種会場において接種の流れを確認する。

i 接種対象者数

ii 地方公共団体の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、道及び市町村間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する町民への周知方法の策定

- b 町は、以下の表 2 を参考に、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数の推計を行うなど、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接

種を受けられるよう、町・道の関係部局が連携して接種体制を検討する。

表２ 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は接種方法（集団接種か個別接種）や会場数、開設時間の設定などにより、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を一つの会場に集めて実施する集団接種は、複数にわたる医療従事者が必要であることから、町は地域の医師会等の協力を得てその確保に務める。その上で、個別接種、集団接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
- d 町は、接種場所の確保について、接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場の受付場所、待合場所、問診場所、接種の実施場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所、調剤（調製）場所、接種実施にあたる人員の配置などを検討する。加えて接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起らないよう配置する。また、調製後のワクチンの保管は室温や遮光などに留意し、適切な状況を維持する。なお、医師及び看護師の配置については町が直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、地域の医師会等が運営を行うこ

とも検討する。

- （イ） 町は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ） 町は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知や予約など、具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）などへ分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集、必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 町における対応

町は、道の支援を得て、定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等の関係団体との連携のもと、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供などを行う。

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町衛生部局は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進については、学校保健との連携が不可欠であることから、衛生部局は、教育委員会等と連携し、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用し、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼するなど、予防接種施策に資する取組を進める。

1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携し、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムの標準仕様書に沿って整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録し、接種勧奨を行う場合にこのシステムを活用し接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることが困難な者

については、接種券等を送付する。

- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう努める。また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に未対応の医療機関に来院するなどのミスマッチが起こらないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、準備期において準備した資材について、適切に確保する。

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町、国、道は、地域の市医師会等の協力を得てその確保を図る。また、町は接種体制を構築する登録事業者に対し、医療従事者の確保に向け、地域の医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステムを通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法を検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備にあたっては、予防接種業務を所管する部署の業務量が増大することが見込まれるため、人事管理の担当部署と協議のもと、全庁的な実施体制を確保する。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策を検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者が必要となることから、町は地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じ、地域の医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等、接種実施医療機関の確保に関する協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種なども含め、多人数へ接種が可能な体制を確保する。また、必要に応じ、医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについて協議を行う。

- ⑥ 町は、高齢者支援施設や社会福祉施設の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町、道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外に臨時の接種会場を設置する場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備などの手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外に臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者の役割を確認するとともに、道、地域の医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでの保管場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げるなど必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度などを綿密に相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、進行方向に一定の流れをつくる。さらには、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は国からの要請を受け、ワクチンの流通、需要・供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割当量の調整を行う。
- ② 町は国からの要請を受け、各市町村に割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は国からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在などが生じた場合、道を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通などを行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが要因の一つとなることも踏まえ、他の製品を活用することも含め、地域間の融通等もあわせて行う。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、新型インフルエンザ等の発生に関する情報と社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急性を要すると認め、特定接種の実施を決定した場合、町は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は国からの要請を受け、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈しているなど、予防接種を行うことが不適当な者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するほか、接種会場において掲示など注意喚起を行う。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、接種を実施する場合は、予診及び副反応に関する

情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者、高齢者支援施設等に入居する者で、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。
- ⑥ 町は、高齢者施設や社会福祉施設の入所者など、接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築して接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介し、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、紙の接種券の発行などにより、接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日などについて、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な者に対しては、広報誌への掲載などにより周知する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は感染状況を踏まえ、必要に応じ医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、道、町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止する。また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村がその結果に基づき給付を行う。

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村において行う。
- ③ 市町村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者からの相談対応等を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性などについて周知する。

3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ広報にあたっては、町は次の点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性について、情報を可能な限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

- 接種時期、方法など、町民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 釧路保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合は、陽性者への食事の提供や宿泊施設の確保などが必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から釧路保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第２節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

町は、釧路保健所が感染症有事体制に移行するにあたり、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

町は、釧路保健所が感染症の有事体制を構築するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行う。

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は道からの要請を受け、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 町は道からの要請を受け、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営む上で必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行う。

3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、新型インフルエンザ等の対策について、町民の理解を深めるため、分かりやすい情報の提供と共有を行う。情報提供にあたっては、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮を行いつつ、道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を行う。

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部門間の連携のため、必要となる情報共有体制を構築する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は国、道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援実施に係る行政手続や支援金の給付・交付などについて、DXを推進し、適切な整備を行う。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人などを含め、支援対象に迅速に情報が届くよう配慮する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者などの要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応などについて、道と連携しその具体的な手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

町は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進などの感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう要請する。また、道は事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

道は道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

町は、事業者や町民への周知など必要な協力を行う。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は国、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は国からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者などに必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応などを行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国、道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限や長期の臨時休業の要請などがなされた場合、子供の学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子供の居場所の確保、保護者等への丁寧な説明に関しての必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は国、道と連携し、町民の生活及び地域経済の安定に向け、生活関連物資等の適切な供給が必要であることから、価格等に関する調査や監視を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は国、道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は国、道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰や供給不足が生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は国、道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は町民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は道を通じての国からの要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業の従事者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備する場所において遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は道の要請を受け、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力に関する最新の情報のもと、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害防止に向け緊急的に必要が生じたときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるようにする。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は道と連携し、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援する上で必要な財政措置などを地域の実情や公平性にも留意し効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため、必要な措置を講ずる。

3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情に留意し、適切な支援を検討する。